

証券コード2330

平成26年10月27日

株 主 各 位

福岡県福岡市博多区祇園町4番2号
株式会社 SmartEbook.com
代表取締役社長 假屋 勝

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社の臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表記いただき、平成26年11月10日（月曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年11月11日（火曜日）午前10時
2. 場 所 福岡県福岡市博多区千代一丁目17番1号
パピヨン24 2階 ガスホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
決 議 事 項
 - 第1号議案 新設分割計画承認の件
 - 第2号議案 定款一部変更（1）の件
 - 第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
 - 第4号議案 定款一部変更（2）の件
 - 第5号議案 取締役3名選任の件

以 上

<お願い>

◎当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

<お知らせ>

◎株主総会参考書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、当社ホームページ (<http://www.smartebook.com/>) において掲載することにより、お知らせいたします。

◎決議通知につきましては、書面によるご送付に代えて、上記の当社ホームページに掲載させていただきますので、ご了承ください。

株主総会参考書類

第1号議案 新設分割計画承認の件

1. 新設分割を行う理由

当社は、前事業年度まで4期連続の当期純損失を計上し、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、当該重要事象を解消するため、海外事業からの撤退、不採算サービスの統廃合、社内組織の見直し、戦略的パートナーとの資本業務提携等の検討、などを進めております。

このような状況を踏まえて、今後の事業再生及び柔軟なM&Aへの対応等を目的として、新設分割により事業会社と持株会社とに分離し、機動的な対応が可能な運営体制を整えることが必要であると判断したものであります。

2. 新設分割計画の内容の概要

新設分割計画書（写）

株式会社SmartEbook.com（以下「当社」という）は、当社の事業の一部に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社フォーサイドブック（以下「新会社」という）に承継させるために新設分割（以下「本件分割」という）を行うものとし、次のとおり分割計画書（以下「本計画書」という）を定める。

第1条 分割の方法

当社は、コンテンツ事業（以下「本件事業」という）を新会社に承継させるために、新設分割を行う。

第2条 分割の登記

平成26年11月12日から2週間以内に、当社については本件分割に係る変更の登記を行い、新会社については本件分割に係る設立の登記を行うものとする。但し、手続の進行上の必要性その他の事由によって必要な場合は、当社の取締役会決議によってこれを変更することができる。

第3条 新会社の定款

新会社の定款は、別紙1記載の新会社の定款のとおりとする。

第4条 新会社の本店所在地

新会社の本店は、福岡県福岡市博多区祇園町4番2号に置く。

第5条 新会社の株式

- (1) 新会社の発行可能株式総数は、普通株式4,000株とする。
- (2) 新会社が本件分割に際して発行する株式は、普通株式1,000株とし、そのすべてを当社に割り当て交付する。

第6条 新会社の資本金及び準備金等

新会社の資本金の額は、金10,000,000円（金壹千万円）とし、その他資本剰余金は、会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から資本金の額を減じて得た額とする。資本準備金、利益準備金、及びその他利益剰余金はいずれもゼロとする。

第7条 承継する資産、債権債務、雇用契約その他の権利義務

- (1) 新会社は、本件分割の効力発生日をもって、当社から別紙2「承継権利義務明細表」記載の資産、債権債務、雇用契約、その他の権利義務を承継する。
- (2) 当社から新会社への債務承継の方法としては、併存的債務引受の方法によるものとする。

第8条 新会社の取締役

新会社の設立時取締役は、以下のとおりとする。

設立時取締役 佐藤亮平

第9条 競業禁止義務

当社は、本件分割の効力発生後においても、会社法第21条第1項の定める競業禁止義務を負わないものとする。

第10条 条件変更

本計画書についての当社株主総会の承認後、本件分割の効力発生日前日までの間に、天災地変、経済状況の激変、そのほかの事由により、本件事業及び本件事業に属する財産に重要な変動が生じたときには、当社は、本計画書を変更し、又は、本件分割を中止することができる。

第11条 規定外事項

本計画書に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨に従って、当社がこれを決定することができる。

平成26年10月3日

福岡県福岡市博多区祇園町4番2号
株式会社SmartEbook.com
代表取締役 假屋 勝

別紙1

株式会社フォーサイドブック定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社フォーサイドブックと称し、英文ではFor-side book Co., Ltd. とする。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電子書籍、ゲーム、その他の画像、音声、映像を使用したデジタルコンテンツ及びそれらを記憶した媒体（メモリーチップ・ディスク・テープ・フィルム等）の企画、制作、配信、販売並びに著作権の管理、売買
2. 書籍、写真、その他の印刷物の編集、出版、販売
3. コンピューターシステム、ソフトウェア、プラットフォームの設計、開発、運用及び保守
4. 通信販売業務
5. 情報処理サービス業並びに情報提供サービス業
6. 広告、宣伝の情報媒体の企画及び販売
7. 広告宣伝の代理業務
8. 電子商取引に係る各種料金の請求収納代行業業
9. 知的財産権（著作権、商品化権等）の実施、使用、利用許諾、維持、管理、売買の仲介
10. 前各号の取引に関する調査、研究、マーケティング及びコンサルティング業務
11. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を福岡市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、4,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合においては当会社が承認したものとみなす。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第7条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株券の不発行)

第8条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第9条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

② 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式につき質権の登録及び信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録の抹消についても、同様とする。

(手数料)

第11条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を行使することができる株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(株主総会決議事項)

第13条 株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項に関して決議することができる。

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(招集手続)

第15条 株主総会を招集するには、会日の1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第16条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

② 前項の招集通知は、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、書面であることを要しない。

③ 第1項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会に議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第17条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集する。

② 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故又は支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たり、取締役全員に事故又は支障があるときは、総会に出席中の株主から選任する。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(決議の省略)

第19条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

② 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第20条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

② 前項の場合には、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第21条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第22条 当会社の取締役は、1人以上とする。

(取締役の選任及び解任の方法)

第23条 当会社の取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第25条 当社に取締役2人以上いるときは代表取締役1人を置き、株主総会の決議によって定めるものとする。

② 代表取締役を社長とし、取締役1人のときは、当該取締役を代表取締役社長とする。

③ 社長は、当社を代表し、会社の業務を統轄する。

第5章 計算

(事業年度)

第26条 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

(剰余金の配当)

第27条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して行う。

② 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録された株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第28条 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附則

(最初の事業年度)

第29条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から平成26年12月31日までとする。

承継権利義務明細表

本件分割の効力発生日において、新会社が本件分割により当社から承継する権利義務については、法令上もしくは契約上承継できないものを除き、次に定めるとおりとし、これらの権利義務のうち資産及び負債の額については、2014年6月30日現在の貸借対照表を基礎とし、これに本件分割の効力発生日の前日までの増減を加味した上で確定する。

1. 承継する資産

本件分割の効力発生日時点において、本件事業に関して当社が有する一切の現金・預金、売掛金、立替金、前払費用、未収入金及びその他資産。

2. 承継する負債

本件分割の効力発生日時点において、本件事業に関して当社が有する一切の買掛金、未払金、預り金及びその他負債。

3. 承継する雇用契約

雇用契約は一切承継しない。但し、必要に応じて、本件分割の効力発生日時点において主として本件事業に従事する当社の従業員を、当社に在籍させたまま出向させるなどして、本件事業に従事させるものとする。

4. 承継する契約上の地位等

本件分割の効力発生日時点における本件事業に関わる一切のライセンス契約、広告関連契約、情報サービス提供契約、その他取引基本契約及びそれらに付随する契約における契約上の地位並びに契約に付随する権利義務。

以上

3. 会社法施行規則第205条に定める内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

①対価の総数に関する事項

新設分割設立会社である株式会社フォーサイドブックは、本件分割に際して普通株式1,000株を発行し、そのすべてを当社に割当交付いたします。

当社は、本件分割に際して株式会社フォーサイドブックの全株式を取得することから、当社の純資産の額には変動がなく、株式会社フォーサイドブックが交付する株式数は当社が任意に定めることが認められるところ、当社の完全子会社となる株式会社フォーサイドブックの適正かつ効率的な管理を行う上で、上記の株式数とすることが相当と判断し、決定いたしました。

②新設分割設立会社の資本金及び準備金等の額の相当性に関する事項

(資本金)	金10,000,000円
(資本準備金)	0円
(その他資本剰余金)	会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から資本金の額を減じて得た額
(利益準備金)	0円
(その他利益剰余金)	0円

新設分割設立会社の資本金及び準備金等の額につきましては、承継される予定の資産及び負債の額、新設分割設立会社の事業内容及び事業規模、機動的かつ柔軟な資本政策の実現可能性等を総合的に勘案し、上記の資本金及び準備金等の額は相当であると判断し、決定いたしました。

(2) 当社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

該当事項はありません。

第2号議案 定款一部変更(1)の件

1. 提案の理由

当社は、第1号議案「新設分割計画承認の件」に記載したとおり、新設分割の方法によりコンテンツ事業を100%子会社に承継させ、持株会社体制へと移行いたします。これに伴い、第1号議案が承認可決されることを条件として、現行定款の第2条（目的）を変更するものであります。

本定款の変更は、新設分割の効力発生日をもって効力を生ずるものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総 則 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～25. (条文省略)	第1章 総 則 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むこと、 <u>並びに次の事業を営む会社及び外国会社その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。</u> 1. ～25. (現行どおり)

第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、過年度において当期純損失を計上し、繰越利益剰余金の欠損額5,947,690,648円を計上するに至っております。

つきましては、今般この欠損金を補填し、財務体質の健全化と配当可能利益の創出を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性と機動性を確保するため、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行うことといたしました。

具体的には、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項に基づき、資本金の額及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、欠損の填補に充当します。

なお、本議案は発行済株式総数を変更することなく、資本金及び資本準備金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではございません。

また、資本金及び資本準備金の減少は貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理に関するものであり、当社の純資産額及び発行済株式総数に変更はございませんので、1株あたりの純資産額に変更を生じるものではございません。

1. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

会社法第447条第1項の規定に基づき、平成25年12月31日現在の資本金の額4,141,876,818円を、4,041,876,818円減少して100,000,000円とし、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

(2) 資本金の額の減少が効力を生じる日

平成26年11月12日を予定しております。

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

会社法第448条第1項の規定に基づき、平成25年12月31日現在の資本準備金の額91,376,140円を全額減少して、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生じる日

平成26年11月12日を予定しております。

3. 剰余金処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記1、2の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金7,146,204,805円を5,947,690,648円減少して、繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当いたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 5,947,690,648円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 5,947,690,648円

第4号議案 定款一部変更(2)の件

1. 提案の理由

平成26年10月10日付で開示いたしました「R-1第1号投資事業有限責任組合による株式会社SmartEbook.com(証券コード:2330)の買付に関するお知らせ」のとおり、平成26年11月12日付で、R-1第1号投資事業有限責任組合が当社の筆頭株主となる予定です。

これに伴い、R-1第1号投資事業有限責任組合と協議を重ねた結果、今後の迅速かつ適切な事業計画の遂行に向けて、当社の本社機能をR-1第1号投資事業有限責任組合の所在地である東京都中央区に移転し、R-1第1号投資事業有限責任組合との連携の強化を行う必要があるとの合意に至ったため、現行定款の第3条(本店の所在地)を変更するものであります。

なお、本変更については、平成26年12月31日までに開催される当社取締役会において決定される本店移転日をもって効力を生ずるものとし、その旨の附則を設け、さらに当該附則は本店移転日の経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総 則 (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を福岡県福岡市に置く。	第1章 総 則 (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。 附 則 第1条 第3条(本店の所在地)の変更は、平成26年12月31日までに開催される取締役会において決定される本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、当該本店移転日までは本店を福岡県福岡市に置き、本附則は当該本店移転日の経過後にこれを削除する。

第5号議案 取締役3名選任の件

平成26年10月10日付で開示いたしました「R-1第1号投資事業有限責任組合による株式会社SmartEbook.com（証券コード：2330）の買付に関するお知らせ」のとおり、平成26年11月12日付で、R-1第1号投資事業有限責任組合が当社の筆頭株主となる予定です。

これに伴い、R-1第1号投資事業有限責任組合と協議の上、当社の事業拡大及びコーポレート・ガバナンスの強化を図るため、新任取締役3名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、現任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	泉 信彦 (昭和41年3月11日)	平成2年4月 株式会社愛媛銀行入行 平成9年9月 株式会社ロプロ（現：株式会社日本保証）入社 平成19年6月 同社取締役 平成20年6月 同社常務取締役 平成21年6月 同社常務執行役員 平成23年5月 レクセム株式会社 代表取締役会長 平成23年12月 同社顧問（現任）	-株
2	濱田 卓二郎 (昭和16年10月5日)	昭和40年4月 大蔵省（現：財務省）入省 昭和49年7月 同省主計局主査 昭和52年6月 同省退官 昭和55年6月 第36回衆議院議員総選挙当選（以降連続4期） 昭和62年11月 外務政務次官 平成3年1月 衆議院社会労働委員長 平成3年8月 衆議院厚生委員長 平成3年11月 衆議院法務委員長 平成10年7月 第18回参議院議員通常選挙当選 平成15年2月 参議院議員を辞職 平成16年12月 弁護士法第5条の規定により弁護士としての認定をうける。 平成17年2月 弁護士法人浜田卓二郎事務所設立 代表社員（現任） 平成24年11月 株式会社カーチスホールディングス 社外取締役（現任） 平成25年1月 日中米エネルギー経済会議 日本代表（現任）	-株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 株式の数
3	伊藤 尚之 (昭和39年4月22日)	平成5年4月 参議院議員上野公成公設秘書 平成16年8月 大和ハウス工業株式会社入社 平成19年9月 株式会社ワイ・ジャスト (ヤマダ電機グループ) 代表取締役社長 平成24年8月 同社代表取締役会長 平成24年12月 参議院議員上野宏史政策秘書 平成26年8月 アートフード株式会社 代表取締役会長 (現任) 平成26年8月 株式会社まちづくり富岡 専務取締役 (現任) 平成26年9月 朋友産業株式会社 代表取締役社長 (現任) 平成26年10月 株式会社グリーンエネルギー 代表取締役社長 (現任) 平成26年10月 株式会社ワイ・ジャスト (ヤマダ電機グループ) 顧問 (現任) 平成26年10月 コーエイ株式会社 顧問 (現任) 平成26年10月 新エネルギー開発株式会社 顧問 (現任)	-株

- (注) 1. 各候補者と、当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
- (1) 取締役候補者の濱田卓二郎氏及び伊藤尚之氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- (2) 社外取締役候補者の選任理由について
- ①濱田卓二郎氏は、会社経営に直接関与された経験はありませんが、長年の国会議員として培われました豊富な経験に基づく高い見識と、弁護士としての高度な専門性を有しておられます。これらの経験と見識に基づき、社外取締役として当社の経営全般への助力及び経営に対する監視・監督の役割を適切に果たしていただけるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
- ②伊藤尚之氏は、株式会社ワイ・ジャスト（ヤマダ電機グループ）において長年にわたり代表取締役を務められ、また、株式会社まちづくり富岡（官民連携）の専務取締役を務められるなど、幅広い人脈と経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しておられます。これらの経験と見識に基づき、当社の経営全般への助力及び経営に対する監視・監督の役割を果たしていただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
- (3) 濱田卓二郎氏及び伊藤尚之氏が取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項及び当社定款第36条に基づき、会社法第423条第1項に定める責任について限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額としますが、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。

以上

株式のご案内

事業年度 毎年1月1日から12月31日まで

定時株主総会 毎年3月開催

【株式に関する住所変更等のお届出及びご照会について】

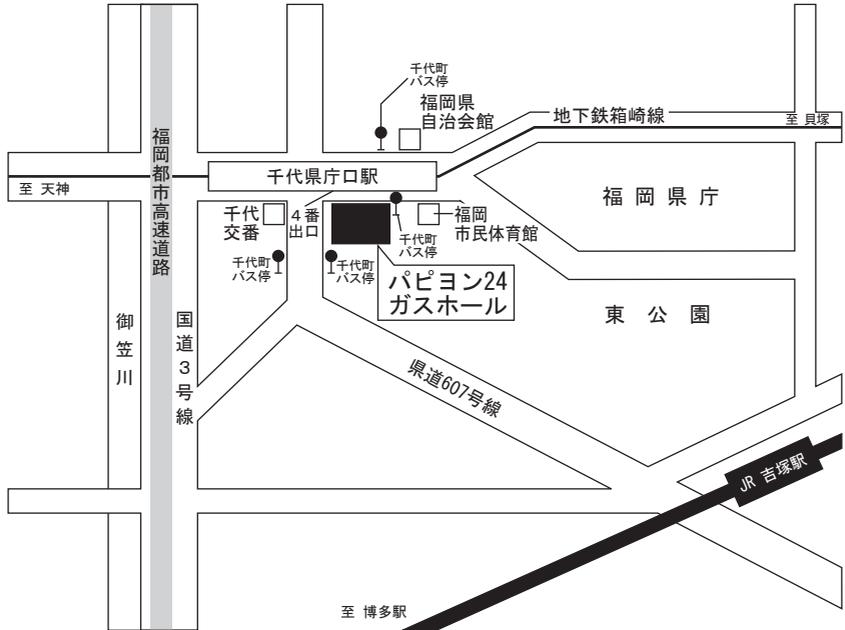
証券会社に口座を開設されている株主様は、住所変更等のお届出及びご照会は、口座のある証券会社宛にお願いいたします。証券会社に口座を開設されていない株主様は、下記の電話照会先にご連絡ください。

株主名簿管理人及び	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
特別口座の口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
事務取扱場所	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(郵便物送付先)	〒168-0063
	東京都杉並区和泉二丁目8番4号
	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	0120-782-031(フリーダイヤル)
(インターネットホームページ)	

<http://www.smtb.jp/personal/agency/index.html>

株主総会会場ご案内図

会 場 福岡市博多区千代一丁目17番1号
パピヨン24 2階 ガスホール



- 地下鉄ご利用の場合 … 箱崎線千代県庁口下車、駅コンコースはパピヨン24 地下1階に連絡しております。
- 西鉄バスご利用の場合 … 千代町下車、徒歩約1分です。